

平成29年11月 9日策定

平成30年 3月 2日改定

## 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

### 大阪府立西淀川支援学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

#### （1）人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

#### （2）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

##### ① 以下のいずれかに該当する

ア：調査書における学習成績概評が「A」に該当する

イ：上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

##### ② ア～オのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i) か (ii) のいずれかに該当する

ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

エ：学校の内外を問わず、趣味、習い事等を継続的に行っており、目標達成に向けた努力が認められる

オ：自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するという目標達成に向けた努力が認められる

(i)：調査書における学習成績概評が概ね「B」に該当する

(ii)：上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

③以下のいずれかに該当する

ア：評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある

イ：進学先での学修に対する意欲が認められる

### (3) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課せられていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法 43 条の 2 に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法 44 条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法 6 条の 4 に規定する者）